

日医発第2147号（保険）
令和6年3月7日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う
施術管理者の要件について」の一部改正等について

平成30年度より、国家試験で柔道整復師の資格を取得した後、柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるためには、3年間の実務経験と2日間程度（16時間以上）の研修受講が必要とされておりますが、経過措置として、令和6年3月までの間において施術管理者として届出を行う場合は、実務経験の期間を2年間（うち、保険医療機関の実務経験は最長1年まで）とする旨、令和4年2月25日付け（保298）「「柔道整復師の施術に係る療養費について」等の一部改正等について」によりご連絡申し上げたところであります。

今般、当該経過措置が終了されることに伴い、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」等の一部改正が行われ、令和6年4月1日から適用されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

<添付資料>

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」の一部改正について
(令 6. 2. 21 保発 0221 第 2 号 厚生労働省保険局長)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
(令 6. 2. 21 保発 0221 第 3 号 厚生労働省保険局長)
- ・柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について
(令 6. 2. 21 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

保 発 0 2 2 1 第 2 号
令 和 6 年 2 月 2 1 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う
施術管理者の要件について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成
30年1月16日付け保発0116第2号）について、その一部を別添のとおり改正し、
令和6年4月1日から適用することとしたので、その取扱いについては遺漏なきようご配
慮願いたい。

(別添)

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日付け保発0116第2号)

別紙1

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について(施術管理者の要件に係る取扱)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間は、次の事項の全てを満たすものとする事。 (1)～(2) (略) (3) 受領委任通知別添1別紙第2章9の受領委任の届け出又は別添2第2章9の受領委任の申し出に必要となる柔道整復師実務経験の期間は、<u>3</u>年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は<u>2</u>年まで)とすること。 (4) 略</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について(施術管理者の要件に係る取扱)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間は、次の事項の全てを満たすものとする事。 (1)～(2) (略) (3) 受領委任通知別添1別紙第2章9の受領委任の届け出又は別添2第2章9の受領委任の申し出に必要となる柔道整復師実務経験の期間は、<u>二</u>年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は<u>一</u>年まで)とすること。 (4) 略</p> <p>3～9 (略)</p>

保 発 0 2 2 1 第 3 号

令 和 6 年 2 月 2 1 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）について、その一部を下記のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）の一部を次のように改正する。

○別添1別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1別紙</p> <p>第1章 総則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、<u>3年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで)</u>柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>6～7 (略)</p>	<p>別添1別紙</p> <p>第1章 総則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、<u>二年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</u> <u>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、令和4年度及び令和5年度は二年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)とし、その実施状況を踏まえつつ、令和6年度以降は三年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで)とするものであること。</u></p> <p>6～7 (略)</p>

○別添2を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、<u>3年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで)</u>柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>6～7 (略)</p>	<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、<u>二年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたもの</u>が行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p><u>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、令和4年度及び令和5年度は二年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)とし、その実施状況を踏まえつつ、令和6年度以降は三年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで)とするものであること。</u></p> <p>6～7 (略)</p>

事務連絡
令和6年2月21日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について

柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔道整復療養費」という。）の取扱いについては、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日保発0524第2号）等により実施しているところであるが、今般、その取扱い等に係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめましたので送付いたします。

つきましては、関係者に周知を図るとともに窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

【柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件関係】

【実務経験期間】

(問1)

受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る実務経験期間の証明については、令和5年度は2年以上、令和6年度より原則3年以上と段階的に引き上げられているところ。

また、受領委任の取扱いの開始日は、地方厚生(支)局又は都府県事務所が届け出または申し出を受理した日を原則としている。

仮に令和6年3月31日に実務経験期間が2年となる柔道整復師の場合、当該日が日曜日のため、実務経験期間の証明を2年以上として、3月中に届け出または申し出ることができないが、届け出または申し出による実務経験期間の証明をどのように取扱うのか。

(答)

令和6年4月1日以降に受理した受領委任の届け出または申し出は、原則どおり3年以上の実務経験期間の証明が必要となる。

ただし、令和6年3月31日は閉庁日であるため、同日付で地方厚生(支)局又は都府県事務所へ実務経験期間の証明を2年以上(令和6年3月31日に実務経験が2年となる柔道整復師を含む)とした受領委任の届け出または申し出を行う場合については、平成23年3月3日付事務連絡「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について(その2)」の問24の答のとおり、事前に地方厚生(支)局又は都府県事務所に休日等に開始したい旨の届け出または申し出があり(様式第1号、2号、2号の2及び選任届を提出。その際、様式第2号の備考欄に「令和6年3月31日開設希望」と希望日を付記する。)、令和6年4月1日に改めて手続きが行われた場合には2年の実務経験期間の証明とし、令和6年3月31日を受領委任の開始日として差し支えない。